

一六二〇〜三〇年代のイングランド西部の一揆についての一考察

武 暢 夫

一 問 題

近代初期のイングランド農村では、住民の慣習的権利の擁護を求める民衆運動が各地で展開された。一六二〇〜三〇年代の西部の一揆もその一つである。本稿では、この一揆においてスキミントンといわれるシャリヴァリの風習が現れている点に注目し、その意味をさぐってみようと思う。やや突飛な発想のようであるが、このような視点からも西部の一揆の独自の性格を或程度まで明らかにすることができるように思われるのである。

周知のように、シャリヴァリ Charivari とは中世から一
九世紀頃までの全ヨーロッパに通じる民俗的風習であり、⁽¹⁾

そのイギリス版はラフ・ミュージック rough music と総称されている。E・P・トンプソンの簡明で的確な定義によれば、それは「共同体のある種の規範に違反した人びとに対し、儀礼化した形態で行われる敵対行為を指すために、一般的に用いられる用語である」⁽²⁾。そして、このような一般的特質をもちながら、ラフ・ミュージックの形態は多様であり、その意味も状況によって異なっている。ここでは、当対象となるスキミントンについてだけ、自分なりの理解を示しておきたい。

スキミントンとは、一般にライディング riding⁽³⁾といわれる風習の西部特有の形態である。ライディングとは、もとと夫を殴打するような粗暴な妻とそのような妻に忍従し

ているような夫、あるいは不貞の妻とその夫にたいする敵対行為であった。その標的となった人物は馬に乗せられ、それを先頭に鍋やフライパンやたらいなどを打ち鳴らす、文字どおりのラフ・ミュージック(騒音音楽)とともに人々が練り歩き、標的となった人物は一連の辱めと人々の嘲笑を受けた後に放免され、この儀式は終る。後は犠牲者が再び共同体に受容されるか、放逐・逃亡のやむなきにいたるかのいずれかである。もちろん、これはごく大ききつはな説明であつて、ライディングの形態は地域により、場所によつてさまざまであるが、さらに言及する必要はないであらう。

スキミントン Skimmington (あるいはスキミントン・ライディング Skimmington riding、ライディング・スキミントン) の場合は、標的となつた夫(またはその代役)が後向きに馬に乗せられ、その前に妻(またはその代役)が夫と背中合わせに乗せられ、ひしゃくで頭越しに夫を打つという、やや手の込んだ形をとる。このような行為、あるいはその犠牲者をスキミントンというのである。ここで使用されるのは、チーズの製造過程で牛乳の表面に浮き上がったクリームをすくいとる作業 skimming に使われる特別のひ

しゃくであつた。おそらく、スキミントンの名称はそれによ來するのであり、この風習が西部の牧畜・酪農地域に発生したことを示唆している。西部の一揆はこのような地域を舞台とするものであつた。

この一揆は一六二〇—三〇年代、西部の御料林 forest 地域一円に生じたのであるが、本稿では次の三つの御料林を対象に考察を進める。すなわち、ドーシットシャ Dorsetshire のギリンガム御料林 Forest of Gillingham (以下、ギリンガムと略称)、ウィルトシャ Wiltshire のブレイドン御料林 Forest of Brayden (以下、ブレイドンと略称)、グロスタシャ Gloucestershire のディーン御料林 Forest of Dean (以下、ディーンと略称)である。これら三つの御料林では一揆が大規模であつただけでなく、スキミントンがはつきりと姿をみせていたからである。以下においては、まず一揆の経過を概観しつつ、一揆の主体をできるだけ明確にすることにつとめ、それを受けて一揆とスキミントンの関連をさぐりつつ、西部の一揆の特質に接近していくという順序で考察を進めよう。

二 一揆の経過とその主体

本稿は一揆とスキミントンとの関連をさぐるというように視点を限定しているが、この問題を検討するためにも一揆の経過の概要を頭に入れておくことが必要であろう。その際、特に一揆の主体をできるだけ明らかにするよう努力したい。一揆の性格を検討するには、まず第一に、その主体を明らかにせねばならないことは今さういうまでもない。ところが、西部の一揆に関しては、一揆の組織と階層間の関係を具体的に知りうる記録は殆んどみいだされず、間接的な手がかりを求めて推察するには特別の注意を要するからである。さらに、一揆の主体については研究者の間に意見の相違があり、それについても私見をはっきりさせておかねばならない。なお、ここでいう主体とは、一般的な用語法にしたがって、一揆を主導し、組織などの中心となったものという意味であり、一揆に参加した階層の単なる人数の大小をいうのではない。蛇足かもしれないが、念のために付け加えておこう。

それでは、このような課題に必要なかぎりで一揆の経過を検討していくことにする。御料林をめぐる紛争の発端は

絶対王政が王領地収入増大のために王領地管理政策を再検討し、その一環として御料林の大規模な貸出・売却を実施したことにある。⁽⁵⁾ 借受・購買の恩典を得たのは殆んどが國王につながる廷臣や大商人で地域社会外部の人物である。一方、地域の住民は中世以来御料林内の広い共同地に諸種の共同権を有し、それを基盤にして牧畜・酪農、その他各種の営業を営んでいた。⁽⁶⁾ 御料林の貸出・売却は廢林 *disafforesting* (伝統的な御料林法 *forest law* の規制を撤廃し、借地人・購買者の自由な使用に委ねる) と困込をとまなうのが普通であり、それは共同権を脅し、地域経済に重大な影響を及ぼすことになる。これにたいする住民の反発は自然の成り行きであり、一揆にまで拡大したのであった。

この一揆はまずギリンガムから始まった。この御料林は約七〇〇〇エーカーの面積を有し、御料林内とその周辺に保有地を有するギリンガム・マナー *Gillingham manor* の土地保有者二一六人のうち一六八人が御料林内に共同権をもち、さらに御料林周縁の *Baillif's Walk* なる一〇〇〇エーカーの共同地では全保有者が共同権を有していた。⁽⁷⁾ 一六二五年七月、ギリンガムは國王チャールズ一世の寵臣フラートン卿 (*Sir James Fullerton*) に貸与されることにな

り、翌年七月には共同権の補償を検討する財務府裁判所 Court of Exchequer の特別委員会が設置され、その秋には御料林内に共同権を有する全保有者の出席を求めめる公聴会 public meeting が開催され、形式上は一応の手続きを経て廃林事業が進められたかのである。しかし、この公聴会はフラートンのお手盛の性格が強く、出席した保有者は提示された囲込計画案を十分に検討する余裕を与えずに即答をせまられ、事実上、半強制的に合意させられたのであった。⁽⁸⁾ いわば、不意打ちを受けたのであり、保有者の不満は次第に高まっていった。委員会も彼らの不満を聴聞し、御料林を視察した結果、諸種の改善を求める勧告案を作成した。⁽⁹⁾ それは一六二七年八月のことである。

ところが、フラートンは前記一六二六年の公聴会での疑わしい合意を口実に直ちに囲込を始めていた。⁽¹⁰⁾ これにたいしては、すでに一六二七年一月から二月にかけて、この地域に駐屯していた兵士による囲込破壊活動があったが、住民の一般的参加をみるにはいたらず、この間、フラートンは委員会の勧告を無視して囲込を続行した。それがさらに大規模な一揆を誘発したのであろう。一六二八年初、一〇〇人以上のグループが「すべて武装し、その殆んどが変装

し、騒然たる反逆的な態度で」垣をこわし、溝をうめ、⁽¹¹⁾ 「苗木 plants (囲込の生垣用のものと思われる) を焼き、柵と柱を細断して地中に埋め、そして苗木が燃えていたとき、歓呼して銃やピストルを射った」。⁽¹²⁾ 同じ年の五月、一団の兵士が鎮庄に派遣されたが、彼らは保有者たちに組して、保有者のだれをも逮捕することを拒否し、一揆の解散を命じる枢密院の文書は一揆勢に奪われて焼却され、使者は殴打された。⁽¹³⁾ 一月には増援軍が派遣されたが、一揆側は決然たる態度と団結力をもって対抗し、⁽¹⁴⁾ この年には一揆は止まなかった。しかし、さらなる軍隊の増強により、一六二九年に入つて一揆はひとまず制圧されたが、ヘンリー・ホスキンスを始めとして多くの主謀者は逮捕を免れて活動を続け、ホスキンスは次のブレイドンの一揆に関与したといわれている。⁽¹⁵⁾

ブレイドンはその面積約四〇四七エーカーで、一六二六年七月に廃林手続きが開始され、翌年三月、七月に調査委員会を設置、その原案を受けて十一月に共同権者 committees の集會が開かれ、さらに共同権者と交渉を行うというギリンガムとほぼ同じ手続を経て、一六三〇年、ブレイドンの廃林が布告された。その内容は特に下層の共同権

者にきびしいものであった。すなわち、Sir Giles Bridges (チェスター大公領主席判事 Chief Justice of Chester) 211110 エーカー、Sir John Hungerford (調査委員会の委員) に 220 エーカー、御料林とその周辺に位置する Chelsworth manor に 9321 エーカーが割当てられ、残り 2541 エーカーが国王の持分となり、御料林に隣接する 1498 エーカーの共同地も国王持分に加えられたが、一五〇エーカーが公道建設用として保留され、共同地として残されたのは一〇〇エーカーにすぎない。⁽¹⁷⁾

廃林とともに囲込が始まり、それに対する抵抗も次第に激化したにちがいない。一六三一年五月二七日付の枢密院の州長官 Sheriff から治安判事 justice of peace にいたる地方行政機関にたいする指令は、一揆拡大の状況を憂慮し、主謀者の逮捕を命じた。そのなかでは、「さまざまの騒然たる不届な行為が夜陰に乗じて不詳のやからによって行われ」、彼等は「マスケット銃……で武装し、集団をつくり、多数をもって集合し、陛下の土地の陛下の借地人により最近設けられ、建設された溝、門、土盛り、柵をうちこわし、傷つけた」とある。⁽¹⁸⁾ 六月、別の記録によれば、彼等は「すべての垣を寸断し、生け垣を切り刻んだ」⁽¹⁹⁾。一揆

は多くの住民の支持を受けたもようであり、州長官代理の Sir Edward Baynton と Sir Neville Poole は鎮圧に当るべき民兵軍を召集できず、孤立するという状況であり、ようやく一二人が逮捕されたが、その翌日に囲込への攻撃は再開され、一揆の人数は一時は一〇〇〇人にもたつたと報じた記録もある。⁽²⁰⁾ 結局、一揆は鎮圧され、一二人が逮捕され、うち三四人が星室庁で有罪宣告を受けた。⁽²¹⁾ しかし、住民の抵抗は止まず、廃林計画の再検討が続けられ、一六三六年の最終決定では、共同権者への割当分は三九〇エーカーに増加している。⁽²²⁾

最後に、デインはグロスタシャ西部、ウェールズと境を接し、約三〇〇〇〇〜三三〇〇〇〇エーカーの広大な御料林であり、海軍用材確保の観点から廃林政策は適用されなかつた。しかし、ここには豊富な鉄鉱資源があり、国王は大規模な製鉄業の導入によって収入の増大を意図し、それに応じた製鉄業者たちに製鉄業経営のために御料林内の鉄鉱、木材、石炭の独占的採取権、製鉄所と労働者住居建設のための囲込の権利を与えるという政策をとつた。⁽²⁴⁾ このような特権を与えられたのはペンブルック伯 Earl of Pembroke を始めとする貴族・廷臣・商人等であり、彼等

と共同権者たちの間に激しい対立が生じたのはギリングム、ブレイドンの場合と同様である。

このような対立から一揆にいたる過程を検討する前に、デインの特殊性にふれておかねばならない。デインは特に多様な手工業が発展した地域であり、農業の比率は相對的に小さい⁽²⁵⁾。そして、手工業のなかでは、古くから御料林内に国王から与えられた鉱業権をもつ自由鉱業者 *free miners* が存在し、強固な利益集団を形成していた⁽²⁶⁾。これに加えて、どの地域でも同様であるが、この地域には特に多数の貧民がサセックス州等から流入し、共同地に住み着いていた。このような事情から、デインの一揆は特に複雑な性格を帯びることになる。

一六一二年二月、御料林の監守長官 *Constable Warden* でもあった二代目ペンブルック伯に製鉄業のための広範な特権が供与され、木材の伐採が始まった。八月一四日、この伐採を実力で阻止する動きがあり、前後の事情からその主体は自由鉱業者（以後、マイナーズとする）⁽²⁷⁾であったと思われるが、確実な証拠はない。しかし、マイナーズの不満が高まったのはたしかであり、これに対応して、翌一三年一月、財務府裁判所はマイナーズには営業の継続を認め、

ペンブルックには鉱石と消炭 *cinders* の選択権を与えるむねの命令を発した。マイナーズは妥協を認めず、一六一三年から一四年にかけて鉱業権をめぐる訴訟が続いた⁽²⁸⁾。これとは別に、一六一三〜一四年 *John Sallens* なる者が御料林近在四四町村の住民を代表し、共同権の擁護を財務府に訴えた。それはペンブルックによる伐採が「一般家畜放牧権、放豚権、木材採取権 *common of pasture, pannage, and estover* をもつ住民たちは放豚権と木材採取権が不足したために、その農場に『施肥すること』、家屋を修復することもできず、住居を見棄てねばならなくなるだろう⁽²⁹⁾」と訴えており、農民的性格の強いものと考えられる。これらの事情を考え合わせると、大製鉄業者等にたいして、マイナーズと農民の二系列の反対運動が、散発的な暴動をまじえつつ、合法活動を中心に展開されてきたということになる。絶対王政は貸出政策を続行し、特にチャールズ一世の時期に入って、次々に新たな貸出しが行われ、地域住民の、不満は高まっていったようである。例えば、一六二六年、若干の住民の国王への請願はデインでなされた大濫伐が「最近下層の人びとの突然の暴動にみちびいた」とのべて善処を求め、同様の請願は「これで四

度目であり」、あるいは「人びとはただ木材で利益をえるためにのみ」⁽³⁰⁾ 囲い込んでいるとのべている。住民の上層をも含めて、貸出と囲込に対する反感が地域全般に生じていたことを示すものであろう。特に、ペンブルック伯への新たな貸出（一六二七年二月）は地域の緊張を強め、一六二八年二月、住民たちは伯への貸出に対抗し、新たに共同権の擁護を求めて財務府裁判所に提訴した。⁽³¹⁾

絶対王政の側も以前から検討を進めていたらしく、財務府裁判所は同じ月のうちに判決を行った。⁽³²⁾ その要点は、新来の小屋住 cottager に共同権を認めず、貸出地については共同権を排除し、その他の土地は共同権者に「十分な共同地を残して」、国王の持分とするということである。たしかに共同権は保証されたかのようなことであるが、「十分な」という抽象的な言葉だけでは問題が真に解決されたとは思われない。さらに、この判決ではマイナーズの権利についてはなんら言及されていないのも、彼等の反発をまねいたであろう。また、新来の小屋住を除外したことは地域の失業と貧困を助長し、緊張を強めたにちがいない。

一六三〇年、御料林東部のフラックスリー僧院 Flaxley Abbey の囲込を住民が「打ちこわす」というように、新

たな貸出と囲込は住民の抵抗を激化させた。特に、御料林西北部の Maliscot なる大林地の貸出を受けた（一六二九年）ヴィラーズ卿夫人 Lady Villars は地域で悪名高いジルズ・モンベッセン Giles Mompessen を差配として囲込を開始し、住民の激しい抵抗を受けた。⁽³⁴⁾ おそらく、それがディーンにおける大規模な一揆のきっかけになったのだろう。一六三一年三月一日、モンベッセンが雇人に石炭を採掘させようとしたのに憤激した住民は、「約二〇人の者ども persons が囲込の一部をうちこわし」、「いやらしい山師め odious projector」と罵倒し、モンベッセンがさらに石炭採掘の作業を続けさせようとしたため、住民の憤りは増し、「きわめて反抗的に大鼓を打ち鳴らし、旗を掲げてモンベッセンのように装わせた絵か、彫像かを持つてきて、ひじょうな騒音をたてながら、それを前記ジルズ卿が掘った石炭の掘り穴のなかに投げ込んだ」⁽³⁵⁾。これが発端となり、三月二五日、「五〇〇人の者ども persons が二台の大鼓、二本の旗、一本の横笛とともに銃やほこで武装して集合し、最近つくられた約一〇〇パーチ（約五〇三平方米）の溝を壊し、弾を込めた銃を宣誓証人の家に発射し、一言でもしやべったら、家をこわすと脅迫した」⁽³⁶⁾。当局の主謀

者追求と証人尋問が進み、住民の抵抗も強化されたという状況を反映するものであろう。四月二十五日、「憤りを新たにした共同権者たち commurers は、太鼓を鳴らし、旗を掲げ、挑戦的に御料林内に入り、……囲込をうちこわし、数軒の家屋を焼き、次の土曜日、つまり復活祭前夜祭 Easter eve には再度集合し、ずっと大きな力を以て仕事を完了すると宣言した。集った人数は（推定されるところでは）三〇〇〇人であった⁽³⁷⁾。同じ頃、御料林の他の地域で別の一揆が生じ、その人数は一〇〇〇人と報じられている。後述のスキミントン・ジョン・ウィリアムズ John Williams は、このような一揆の拡大と軌を一にして登場したのであった⁽³⁸⁾。

枢密院は再三にわたって州長官以下の全機関に一揆の鎮圧を督励する命令を出し、当然のことながら、主謀者が追及された。特に、貴族やジェントルマンなど社会の上層と一揆との関わりが重大視され、そのなかで、地域の大地主所有者であるスロッキモートン卿 Sir B. Throckmorton と Mr. Hall が槍玉に上って取調べを受けたが、二人とも弁明に成功して、難を逃れた⁽³⁹⁾。これは六月から七月初のことであり、八月にはまだ「こんな卑しい、騒がしい者ども

によって即座に手もなく追い返された」として州長官が譴責される⁽⁴⁰⁾という状況であったが、一〇月には、逮捕されて有罪判決を受けた者八六人に及び、一揆はほぼ制圧されたもようである。しかし、この地域は地形上、逃げ場が多く、逃亡した者の追及は困難であり、スキミントンが逮捕されたのは翌三二年の四月になってからであった⁽⁴¹⁾。その一年後、前記 Malscot で一揆が再発し、国王から州四季裁判所判事への指令（七月二十四日付）は事態を重視し、一揆が「若干の上流ジェントルマンたちによってひそかな支援を受けた」とのべ、その摘発と処罰を命じている⁽⁴²⁾。政府がジェントルマン層の動きに重大な関心を払っていたことを示すものである。その後しばらくは大きな一揆の記録はなく、事態は鎮静に向ったと思われる。

しかし、御料林政策展開にともなう共同権補償の問題は未解決のままである。一六三四年、州都グロスター市で開かれた御料林巡回裁判所 Eyre は一〇〇人以上の住民に権利主張の機会を与えたが、成果はなかった⁽⁴³⁾。一六三九年五月の「……改良と囲込に関する委員会」においても住民代表の出席が求められたが、自由保有農と共同権者の大多数は改良 improvement（すなわち、囲込）に同意せず、同意

した者でも多くは十分な共同地が割当てられるという約束には同意しなかった。彼等は割当てられた四〇〇〇エーカーでは不十分であり、しかもそれは「御料林のうち最劣等の不耗な土地であり、……牧草の生育に不適であつて……」、「四〇〇〇エーカー以上の良質の土地でなければ」、「時ならずして、住民の大きな困窮……」をまねくものと強く反対している。⁽⁴⁵⁾かくして、一六三〇年代においては共同権補償の問題は解決せず、一六四〇年ウィンター卿 Sir John Wintour にたいするきわめて包括的な貸出、加うるに市民革命期に入つての支配体制の動揺とともに、新たに激しい抗議運動が展開されることになつたのである。

最後に、この節のしめくりとして一揆の主体の検討に移ろう。西部の一揆に関する先駆的研究者たるアラン、ケリッジ等の見解はほぼ次のように要約されよう。すなわち、この一揆では財政的に困窮したスチュアート王朝が廃林と恣意的囲込 arbitrary enclosure によつて御料林の共同権者たちから彼等の権利を収奪しようとしたのにたいして、ヨーメン yeomen とハズバンドメン husbandmen、つまり農民たちがジェントリー等の社会的上層に支援され、教唆されて、古来の権利をまもるために蜂起したので

ある。これにたいして、西部の一揆について最も詳細な研究を発表したシャープはアラン、ケリッジ等の研究を手きびしく批判した。かれによれば、西部の一揆は「事実上、土地なき職人と小屋住の社会的経済的不満の一つの表現」であり、この結論は「一七世紀における御料林と工業地域のより大きな経済的社会的変化に照応する」⁽⁴⁷⁾ものと特徴づけられるのである。

この画期的な見解の論拠はどこにあるのだろうか。シャープによれば、御料林の囲込は合法的手続を経て、土地保有者の合意をえた「協定による囲込 enclosure by agreement」であり、かれらは共同権の代償に相当の補償をえたのであつて、不満をいだいたのは一部の農民にすぎない。⁽⁴⁸⁾つまり、農民全体が一揆に参加する動機はなかつたというわけである。そして、農民が一揆に参加し、職人・手工業者と行動をともにした事実もないと断言し、この主張の裏づけとして、シャープはギリンガムとブレイドンの一揆で逮捕された者の職業構成、およびデインの住民の職業構成を示し、そこでは手工業者が高比率をしめるといふ事実を以て、一揆における彼等の役割を強調しようとしている。⁽⁴⁹⁾また、ジェントリー等の社会的上層の関与について

は、この階層が一揆を支持したり、煽動したりした事実はなく、政府当局の危惧は単なる風聞に影響された杞憂にすぎないものとして一蹴されるのである。⁵⁰⁾

第一の点についてみると、御料林の囲込は形の上では「協定による囲込」ともいえるが、ギリンガムのフラートの行動が示しているように内実は策略と強制を含むものであり、むしろ、いわゆる「協定による囲込」が実は強制的性格をもったことを示す事例の最たるものである。⁵¹⁾ デイーンでは、政府側の再三の工作にも関わらず、共同権補償の問題は解決せず、前述のように、一六三九年には多数の農民が反対したという記録もある。不満を持ったのは一部の農民にすぎないと断言することはできないのではなからうか。しかし、賛成と反対の人数を知るすべはなく、推定にしかすぎないのだから、さらに検討する必要があるだろう。

そこで、一揆の社会的構成の問題に移る。シャープによれば、ギリンガムの一揆で有罪宣告を受けた七四名のうち毛織物業関係を始めとする各種手工業者・職人等が四五名、農民二一名(ヨーマン五名、ハズバンドマン一六名)、その他八名(労働者二名等)⁵²⁾である。毛織物業は外部の市場に

依存していたであろうが、その他はいずれも地域の日常的需要に応じるものであった。この地域の職業構成全体は明らかでないが、おそらく手工業が優勢であったろう。したがって、右の農民二一名(二九%)という数字は農民の大きな部分が一揆に参加したことを示すものであろう。さらに、各種の手工業者たちは商品の販売と食料・原料の購入をつうじて農民たちと日常的に関わりをもち、そのなかで親密な人間関係も形成されていたにちがいない。農民が一揆に参加し、手工業者と連絡をとり合っていたと推定しても、行き過ぎではないだろう。ブレイドンの場合は、有罪判決を受けた三四名のうち各種手工業者二一名、農民一八名(ヨーマン六名、ハズバンドマン二二名)、その他五名(労働者三名、ジェントルマン一名等)⁵³⁾であって、農民が主力であることは明らかである。デイーンについては、手工業と労働者人口の圧倒的優勢を示すために一六〇八年の徴兵名簿 Muster Roll その他幾つかの記録が引証されている。⁵⁴⁾

ここでは、農民一一二名(ヨーマン二九名、ハズバンドマン八三名)で全体の約二三%というように、その比率は小さい。しかし、やはりシャープのあげた一六三四年の巡回裁判所の記録によると、林地侵害等の違法行為で罰金を課せ

られた者二五六名のうちジェントリー、ヨーマン、ハズバンドマンと推定される者七四名で二九%である。⁽⁵⁶⁾これは三年に始まる一揆がほぼ制圧された直後のことである。農民の一揆への参加は大いにありうることであった。

最後に、ジェントリーの一揆への関与について。ジェントルマンが一揆に加わり、あるいは一揆を公然と支持した少数の事例はあるが、ジェントルマンの支援・教唆というようなことは表面に出にくいものであるから、記録のなかにみいだすことは困難であろう。この点、治安判事の行動はジェントルマンの一般的動向を知る一つの指標と思われる。治安判事はジェントルマンのなから選ばれ、無給ではあるが、その職務をつうじて地域での威信と影響力を高めることに意義をみいだしていたのだから、地域の動向に常に注意してきたにちがいない。そして、この治安判事のなかには一揆の取り締りに消極であった者が多いのである。⁽⁵⁶⁾さらにまた、治安判事の上にあつてブレイドンの一揆の鎮圧を指揮した州長官代理 deputy lieutenant のベイントン卿 Sir Edward Baynton 等は「助ける者の一人もなく」、⁽⁵⁷⁾孤立して取り締りに当らねばならないという状況であつた。地域の一揆の心情は一揆に同情的であり、ジェ

ントルマンの多くはこれに同調していたことが推察されるのである。

たしかに、一揆のなかでは手工業者や労働者の階層が人数のうえでは大きな比率をしめていたであろう。そこで、人口の最大部分をしめる手工業者・職人・労働者が当時の経済的変動の影響を受けて最も困窮していたというのが、シャープの主張の主要な根拠となるのである。ところが、ブレイドンのように農民が優勢な場合には、シャープは指導者のなかに職人がいたという事実を強調して、議論を補強しようとしている。⁽⁵⁸⁾しかし、この論法からすれば、ヨーマンのホスキンス、富裕な鞣革製造業者 tanner であり、相当の土地保有者であるフィリップスを中心的指導者とするギリンガムの一揆は農民一揆であつたということになるだろう。これは極論であるとしても、前述のように、ギリンガムにおける当局の農民との共同権をめぐる交渉の過程で、手工業者等と不満の質は異なっていたかもしれないが、農民の不満もうっせきしていったのである。一揆に際して、ホスキンスやフィリップスの周囲に手工業者たちだけでなく、多くの農民が集つてきたとしても、無理な推察ではないだろう。西部の一揆から農民を排除することはで

きないのではなからうか。

結局、西部の一揆は共同権の回復を求める農民、手工業者・職人・労働者を包含する広範な民衆運動であつたといふのがさしあつたの結論である。一揆の標的は廃林・困込に際して恩典に与つた寵臣・大製鉄業者等であり、地域のジェントリーは一揆を支援したとまではいえないが、少なくとも対立する関係にはなかつた。それは、ジェントリーと農民等が真向から対立した一六〇七年のミドランドの一揆とは大いに異なるところである。一揆の主体については、それがどの階層であると簡単にいいきれぬようなものではないのではなからうか。

三 一揆とスキミントン

この節では、地域の広範な階層を包含する一揆にスキミントンが現れたことはどのような意味をもつのかを考えてみる。前述のように、デイーンでは一六三一年の一揆の高揚過程と軌を一にするようにジョン・ウイリアムズが「レディー・スキミントン」として登場し、ブレイドンでは三人のスキミントンが現れている。ギリンガムではだがスキミントンに扮したのは判然としない。また、デイーン

のウイリアムズがギリンガムとブレイドンの一揆に加つたともいわれるが、決定的な証拠はない。⁽⁶⁰⁾ さしあたり、この程度のことばかりで、スキミントンがどのようにして計画され、実際にどんな活動をしたのかは殆んど明らかでない。しかし、その詳細はともかくとして、三つの一揆全部にスキミントンが現れたことじつに重要な意味があると思われるのである。

一般に、一揆の指導者が神秘的な名称でよばれるのはよくあることであり、それは一揆の勢力を拡大し、士気を鼓舞するという意味を持つたであろう。例えば、一六〇七年のミドランドにおける反困込一揆の指導者ジョン・レイノルズ John Reynolds は「パウチ隊長」 Captain Pouch (なんでも出てくる魔法の袋を持つ男) とよばれたが、彼を逮捕した捕吏がそのポケットのなかを調べた⁽⁶¹⁾ というから、かなりの効果があつたのだろう。しかし、一揆が制圧され、頽勢に向うとともに、その神秘性は薄れ、民衆は幻滅し、その一部は暴力をできるだけ抑制しようとするレイノルズの指導方針を批判し、「ジェントルマンを殺せ」という過激なスローガンを掲げるにいたつた。⁽⁶²⁾ もちろん、これは失意の末の自棄的感情の表出にすぎず、共同したジェン

トルマンたちによって決定的に鎮圧された。ミドランドの一揆でも底流していたのかもしれないが、西部の一揆ではそのシャリヴァリの性格が明白である。すでにトンブスは、シャリヴァリが「公的」な場合に適用された事例として西部の一揆をあげているが、もう少し立ち入って検討してみたい。

西部の一揆の指導者たちがスキミントンに扮装したことは、それだけでも諷刺・敵対の意味をもつが、一揆に加わった人びとの行動が儀式的性格をもっていたことは記録のはしばしからも推察される。例えば、デイーンの大一揆の発端となった前記 Malscot における住民の抗議行動は太鼓を鳴らし、旗（どんな旗かは不明）を掲げ、モンベツセンを標的として、その絵か、彫像かを穴のなかに投げ込むというものである。抗議活動は、律儀にスキミントンの手続にしたがって進められたのであった。ギリנגガムの事例をあげると、一揆は一〇〇人以上の集団が、武装・変装して、溝を埋め、生垣を焼き、柵と柱を細断して土中に埋め、火が燃えているとき、歓呼して銃・ピストルを射つという形で始つたのであり、その人数と準備具合からして、彼等は或程度まで組織されていたにちがいない。そして、

彼等の怒りが困込に向けられたのは当然であるにしても、緊急非常の行動においてここまで丁寧の後始末する理由はどこにあったのであろうか。推量が過ぎるかもしれないが、このような行動は困込破壊活動が一つの儀式として進められたことを示すものではなからうか。そうでなければ、彼等は困込破壊そのものは早急にすませて、別の行動に移つたはずである。ブレイドンについては、困込破壊の一部始終を記したような記録はないが、武装した集団の集合、溝・門・柵等の破壊、生垣の寸断、生垣の焼却という行動がかいま見られ、ギリנגガムと同様の状況にあつたことを示唆している。西部の一揆のいま一つの特徴は、一揆の行動がかなり抑制的であつたという点にある。枢密院の指令は、一揆に参加した人びとの様相・行状を口を極めて罵倒し、一揆の過激性と危険性を強調している。しかし、それにしては、一揆の行動は抑制のとれたものであつた。たしかに困込は次々に破壊されていったが、それ以上の暴力行為はごく稀であつたようである。デイーンの一揆で憎しみを集め、真接の標的となつたモンベツセンにしても、当人ではなく、絵・彫像が代用され、その労働者にたいしては作業を止めるよう脅迫がなされたに止まっている。そ

の場の成り行きで死者が出た事例もあるが、殺傷行為、あるいは略奪などの行為が頻発したのであれば、そのうちかなりの場合は記録され、嚴重な注意が喚起されたであろう。また、囲込破壊の範囲も律儀に限定されていた。例えば、内戦期に再発したギリングムの一揆（一六四三年六月）は目標を新しい囲込に限定し、古くから囲込まれていた林地 Park には手をふれようとはしなかつたのである。⁽⁶⁷⁾ 西部の一揆の性格をはっきりと示した好例であろう。

西部の一揆のこのような性格は、どこに原因があるのだろうか。共同権の収奪にたいする憤りは一揆誘発の動機となつたにしても、それだけでは単なる暴発に終りかねない。一揆が統制され、限定された形で進められるためには、指導者の能力・資質も重要であるが、その指導は住民の生活感覚に相容れるものでなければ受け入れられなかつたであろう。したがって、一揆に参加した人びとの間には彼等の行動の根拠となる共通の理念が存在していたにちがいない。民衆に影響を与えうるものを考えてみると、まず第一に、イギリス国教会 Anglican Church をあげねばならぬが、もともと絶対王政の支配の支柱であつた国教会の教義は国王の政策にたいする抗議運動を支える理念とはな

りえない。国教会の牧師 Fector が一揆に加わつたと思われる記録もみいだされているが、その牧師は国教会よりも地域住民への共感を優先したのであろう。次に、清教 puritanism はどうか。西部の牧畜・酪農地域は清教の影響力が強い地域といわれており、清教徒たちは経済的利害の点でも、絶対王政の宗教政策に対立する点でも一揆に参加する動機はあつた。しかし、スキムントン、その他の民俗的風習はまさに清教徒たちの改革運動の標的だったのであり、スキムントンのもとに結集するような運動で清教が主導理念となつたとは考えられない。おそらく、清教徒たちも一揆に加わつていたのであろうが、積極的に宗教的影響力を発揮しようとするれば、大きな反発をまねくことになつたろう。

実際、一揆の目標は共同権回復の域を超えず、それ以外になんらの政治的要求も、宗教的要求も見いだせない。一六〇七年の西部の一揆も囲込の破壊だけを目的として進められたが、後には「土盛りや溝をならして平にした (levelled) ように、すべての状態を平等にするのだ」と、ごく素朴な平等派的心情が芽生えている。西部の一揆の頃には絶対王制にたいする批判が一般的に高まつていた

という背景もあり、政府当局は反体制的思想・信仰の煽動家の存在を想定して、その探索につとめたが、むだな努力に終わったようである。⁽¹¹⁾一揆の個々の行動がこまごまと記録されているぐらいだから、そういう煽動の影響があったとすれば、なんらかの形で記録に残ったであろう。

かくして、一六二〇〜三〇年代における西部の一揆は地域に遍在する民衆文化に支えられて展開された。あるいはそうなるほかなかったといえよう。一揆は共同権の回復を求めるとは止まり、その域を越えて政治的要求を掲げるにいたらなかった。しかしながら、国王と議会が分裂した内戦期に入り、西部地域が内戦の舞台となるとともに、この地域の住民も国王軍と議会軍のいずれを支持するかという政治的態度の表明をせまられることになる。このような状況の変化は、これまでの共同権回復運動にどのような影響を与えたのであろうか。本稿は一六二〇〜三〇年代の一揆に範囲を限定しているが、この一揆の性格を今少しはつきりさせるとい意味で、内戦期における西部の政治的動向を今少し検討しておきたい。

内戦期の西部では、白堊質土壌が展開する穀作地帯 (Chalk Downs) が国王派寄り、牧畜・酪農地域 (Cheese

Country) が議会派寄りであった⁽¹²⁾ (以下しばらく、前者をダウン、後者をチーズと略称)。また、ダウンで国教が護持され、チーズでは清教が勢力を広める傾向のあったのも周知のことであろう。かくして、内戦期における両地域における政治的動向の相違と宗教的相違とはほぼ照応しているようであるが、問題は各地域の住民の動きがこの全体的な傾向と実際に一致しているのかどうかということである。内戦の進行にもなつて西部諸州を覆うように展開されたクラブメン Clubmen の一揆の動向は、この問題を検討する一つの手がかりとなるように思われる。クラブメンの一揆とは、要するに、できるだけ多くの住民を組織して国王軍と議会軍に対抗しうる勢力を形成しようという運動であり、その動向は西部住民の政治的態度を反映していたからである。前記三御料林の住民もクラブメンの集会に出席した形跡があり、クラブメンの組織に吸収されたとまではいえないが、少なくともそれに接触していたのであった。国王軍・議会軍のいずれも、軍事的政治的見地からクラブメンの支持をえることにつとめ、結局、クラブメンの一揆においても前にのべたと同じ地域差が現れることになった。

その内容をみると、ダウンズでは国教派勢力の影響はか

なり明白である。例えば、ドーシットシャの Gussage Corner におけるドーシットシャ、ウイルトシャ両州のクラブメンの合同集会の決定では、まず第一に、「真正の改革されたプロテスタントの宗教」(すなわち、国教)と「国王大権の維持と擁護」を掲げている。⁽⁷⁴⁾ この集会は、この地域のクラブメンの運動がかなり拡大してきた時期(一六四五年五月二五日)に開かれたのであり、国教派勢力に運動が主導されていたことを示すものである。実際、この地域のクラブメンの行動はさらに反議会派的性格を明確にしていったのである。⁽⁷⁵⁾

逆に、チーズでは清教の影響が予想されるのだが、事態はそれほど明白ではない。たしかに、チーズの住民が議会軍の軍事行動を支援した事例は各地にみいだされる。本稿の対象とする御料林についても、シャフツベリー Shafsbury 近くに宿営した議会軍の兵士が住民とともにギリンガムの囲込みを破壊し、⁽⁷⁶⁾ デイーンの住民が議会軍を支援し(一六四三年二月)、あるいは国王軍に抵抗して、⁽⁷⁷⁾ すさまじい報復を受けた(四五年四月初)というような事例もある。だが、このような共闘関係は、共通の敵をもつという点で住民と議会軍の利害が一致したということでも説明できる

のであり、必ずしも清教派の影響を示すものとはいえない。この地域のクラブメンの一揆に清教派の活動がどのような影響を及ぼしえたかについて、サマセットシャの Pensy Pond における大集会(一六四五年六月三〇日)は一つの手がかりとなる。この集会は、この地域のクラブメンの運動が高揚してきた段階でさらなる運動の組織に関する案件を提示する目的で開かれたのであり、これ以後クラブメンの運動がどのように進められようとしたのかを推察するのに格好の素材である。そして、この案件の内容は、国王と議会に和平請願を提出するために適任者(sufficient men)を選定するというほか、ごく平凡なものであって、なんらの政治的要求も、宗教的要求も、あるいはそれを感じさせるものもみいだせない。⁽⁷⁸⁾ しかも、この地域ではすでに議会軍が軍事的優勢をしめ、清教派の活動は容易になつていたはずだから、それが一揆に大きな影響を与えていたとすれば、かれらの理念はもつと表面に現れてきていたであろう。他の諸州のチーズでは個々の集会の内容を検討しえないが、運動の節目における、このような大集会の事例はみいだせず、状況がサマセットシャと特に違っていたとは思われない。クラブメンの一揆に包摂された前記御料林

の一揆も同様であつたらう。

一六二〇〜三〇年代の御料林地域では、ギリングラム、ブレイドン、ディーンの他にも各地に同様の一揆が生じていたのであり、イギリス革命前夜のこのような状況を表面的に観察すれば、これらの一揆は革命と直接の関連をもつもののようにみえる。しかし、議会軍と議会派は地域住民を軍事的・政治的利用のために利用しようとするにとどまり、住民たちを議会派の理念に共鳴させることもできず、かれらの要求を真剣にとり上げることもしなかつた。イギリス革命の諸改革は住民たちとは遠くはなれたところで行われたのであり、かれらは以前と同様の運動を独自に続けていくほかなかつたのである。

四 あとがき

以上からの結論は、一六二〇〜三〇年代の西部の一揆は、共同権の回復を求める農民、手工業者・職人、労働者の諸階層を包含する広範な民衆運動であるが、イギリス革命の変革に直結するものではなく、このような運動を支えたのは地域の民衆文化ではなかつたかということである。

このことは、イギリス革命期、およびそれ以後の共同権回

復運動の過程を追求することによってさらに明確になるであろうが、その詳しい考察は別の機会にゆずりたい。また、民衆文化などといいながら、その内容には殆んど立ち入れず、この民衆文化がどのようにして農民運動の支えになりえたのかという肝心の問題が残されたわけである。やや手に余る問題ではあるが、おぼろな輪郭だけでもつかむことができればと考えている。

(1) 蔵持不三也『シャリヴァリ——民衆文化の修辭学

——』(一九九一年、同文館) 参照。

(2) E・P・トンプソン(福井憲彦訳)「ラフ・ミュージック——イギリスのシャリヴァリ——」(一九七二年)、『アナル論文選・1 魔女とシャリヴァリ』(一九八三年、新評論) 所載、八一ページ。

(3) ライディングについては、トンプソン前掲論文、M・イングラム(松枝到訳)「英国の『シャリヴァリ』と民衆文化」(一九八四年)、『思想』一九八六年二月号所載、Ingram, M., *Ridings, Rough Music and Mocking Rhymes in Early Modern England*, in Fletcher, A. and J. Stevenson (eds.), *Order and Disorder in Early Modern England*, 1985 等を参照。

(4) スキンントンについては、注(3)の文献に加えて、Underdown, D., *Revel, Riot, and Rebellion—Popu-*

lar politics in England 1603-1660—, pp.100-103 を参照。

- (5) 王領地管理政策の変遷とその結末については、拙稿「一七世紀中葉のサセックス王領地における支配構造——議会派の調査記録の分析——」(『富大経済論集』一巻三・四号(一九六八年三月)七十七~八四頁参照)。
- (6) Finberg, H.P.R. (ed.), *The Agrarian History of England and Wales*, vol. IV, pp. 67-71.
- (7) Betley, J.H., The Revolts over the Enclosure of the Royal Forest at Gillingham, 1626-1630, *Dorset Natural History and Archaeological Society Proceedings*, vol. 97, 1976, p. 21.
- (8) *Ibid.*, pp. 21-22.
- (9・10) *Ibid.*, p. 22.
- (11) *Acts of the Privy Council of England* (以下 APC) 1627-1628, pp. 248, 272.
- (12) APC 1627-1628, p. 495.
- (13) Betty, op. cit., p. 22.
- (14) Kerridge E., The Revolt in Wiltshire against Charles I, *Wiltshire Archaeological Magazine* (以下 WAM) vol. 57, 1958~59, p. 68.
- (15) 一揆の態度は 'here we were born, and here we stay' という言葉に如実に現れつつある (Kerridge, op. cit., p. 68. Betty op. cit., p. 22)°
- (16) Betty, op. cit., p. 23.

(17) Manley, C.F.H., The Disafforesting of Brayden, WAM, vol. 45, 1932, pp. 556-557, Sharp. B., *In Contempt of All Authority-Rural Artisans and Riot in the West of England, 1586-1660*, 1980, pp. 90-91.

- (18) APC 1630-1631, p. 352.
- (19・20) Kerridge, op. cit., p. 68.
- (21) Kerridge, op. cit., p. 69, Sharp, op. cit., p. 128.
- (22) Manley, op. cit., p. 559.
- (23) 拙稿「イギリス革命期の御料林、林野地域における農民運動(1)」(『富大経済論集』第一七巻三号(一九七二年三月)九一~一〇頁の注(8)を参照)。
- (24) 同右稿五~八、一〇~一二頁参照°
- (25) 同右稿四~五頁参照°
- (26) Nicols, H.C., *The Forest of Dean*, 1858, New Edition, 1966, pp.13-15, 123-124, do., *Iron Making in the Olden Times*, 1866, New Edition, 1966, pp. 71-82 を参照°
- (27) Hart, C. E., *Royal Forest—A History of Dean's Woods as Producers of Timber—*, 1966, p. 91.
- (28) *Ibid.*, pp.91-92.
- (29) *Ibid.*, pp.93-94, n. 40.
- (30) Hart, C.E., *The Commoners of Dean Forest*, 1951, pp. 20-21.
- (31) *Ibid.*, pp.21-22.

- (32) この判決の主要な部分は、Hart, op. cit., *Commoners*, p. 24 に収録されている。
- (33) *Ibid.*, pp.24.
- (34) Hart, op. cit., *Royal Forest*, p.107, Sharp, op. cit., pp.95, 96, 105.
- (35) Hart, op. cit., *Commoners*, p. 24.
- (36・37) *Ibid.*, p. 25.
- (38) Sharp, op. cit., p. 100.
- (39) Hart, op. cit., *Commoners*, p. 27, Sharp, op. cit., p. 131.
- (40~42) Hart, op. cit., *Commoners*, p.28.
- (44) *Ibid.*, p. 34. シャープは「一六三四年の巡回裁判所の判決を、デューンの土地保有者の大多数が廢林の条件に満足したことを示唆するものとして大いに評価している (Sharp, op. cit., p. 219)」。だが「もしそうなら、五年後も、さらにその後もなせ同じような問題がでてくるのだろうか。」
- (45) Hart, op. cit., *Commoners*, p. 49.
- (46) Allan, D.G.C., *The Rising in the West 1628-1631, Economic History Review*, 2nd Ser., v, 1952-3, pp. 76-85, Kerridge, op. cit., *The Revolts in Wiltshire*.
- (47) Sharp, op. cit., p. 155.
- (48) *Ibid.*, pp. 134-138.
- (49) *Ibid.*, pp. 127-129.
- (50) *Ibid.*, pp. 131-134.
- (51) 他の地域についても、「協定による囲込」のなかにも強制的性格をもつものがあることが指摘されてきている。例えば、Reed M., *Enclosure in North Buckinghamshire, Agricultural History Review*, Part II, 1984, Hindle S., *Persecution and Protest in the Caddington Common Enclosure Dispute 1635-39, Past and Present*, No. 158, 1998.
- (52) Sharp, op. cit., pp. 127-128.
- (53) *Ibid.*, pp. 128-129. シャープも農民が大きな部分をしめることは認めざるをえず、「一揆の指導者、すなわち三人の「レディー・スキミントン」がそれぞれ立屋tailor、飾くくりsievenaker、庭師gardenerであったことを強調している。だが「一般にスキミントンの役を演じるのは小者であり、仕掛人は他に多い。スキミントンに扮装したことが彼等が真に一揆を主導したかどうかは別の問題である。」
- (54) Sharp, op. cit., pp. 185-186.
- (55) *Ibid.*, p. 188.
- (56) Kerridge, op. cit., p. 69.
- (57) *Ibid.*, p. 68.
- (58) Sharp, op. cit., pp. 28-29.
- (59) Betty, op. cit., p. 22, Sharp, op. cit., p. 97.
- (60) Sharp, op. cit., p. 97.
- (61) Martin, J.H., *Feudalism to Capitalism—Peasant and Landlord in English Agrarian Development—*,

1983, p. 177.

(62) *Ibid.*, p. 176.

(63) トンプソン前掲論文、一一五頁。

(64) 前出、七頁。

(65) 前出、四頁。

(66) 前出、五頁。

(67) Underdown, op. cit., p. 161.

(68) Kerridge, op. cit., p. 67.

(69) ロバート・W・マーカムソン(川島昭夫他訳)『英国社会の民衆娯楽』(一九九三年、平凡社)第一章参照。

(70) Martin, op. cit., p. 176.

(71) Hart, op. cit., *Commoners*, p. 27, Sharp, op. cit., pp. 132, 133.

(72) Kerridge, op. cit., pp. 70-71, Underdown D., *The Chalk and the Cheese: Contrasts among the English Clubmen, Past and Present*, no. 85, 1979, pp. 25, 48, 拙稿「市民革命期のイングランド西部における農民運動——一六四五年のクラブメンの一揆の検討——(一)・(二)」、『富大経済論集』第二六卷第二号、(一九八〇年十一月)同上第二六卷第三号(一九八一年三月)を参照。

(73) Sharp, op. cit., p. 248.

(74) Bayley A.R., *The Great Civil War in Dorset 1642-1660*, 1910, p. 473, 前掲拙稿「市民革命期のイングランド西部……(一)」一八〇～一八二頁を参照。

(75) 同右拙稿、一八二～一八六頁を参照。

(76) Underdown, op. cit., *Revel, Riot, and Rebellion*, p. 161.

(77) Nicols, op. cit., *The Forest of Dean*, pp. 28, 33-34.

(78) Underdown, D., *Somersetshire in the Civil War and Interregnum*, 1973, p. 107, 前掲拙稿「市民革命期のイングランド西部……」一八七～一八八頁を参照。(たけのぶお・富山大学名誉教授)